H30年度以降の中堅教諭等資質向上研修について(案)

1 中堅教諭等資質向上研修の経緯

教育公務員特例法の一部改正(平成28年11月)

十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中 堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

平成 15 年 4 月の学習指導要領改訂に伴い、教員の指導力向上を図るために、「十年経験者研修」が開始された。これは、採用から 10 年が経過した教員に対して、採用時に修得されなかった最新の知識・技能の付与を目的としていた。しかし、平成 21 年 4 月の教員免許状更新講習制度の開始に伴い、当初の目的は果たされている。

一方で、近年、教員の年齢構成や経験年数の不均衡により、学校組織内でのミドルリーダーの育成に課題が生じている。また、教員の成長・育成という観点からも、教職経験の時々に応じた体系的な研修が求められている。

教育公務員特例法の一部改正により、十年経験者研修は中堅教諭等資質向上研修として、実施時期 の弾力化を図り、ミドルリーダーとなるべき人材の育成を目指して研修を行うこととなった。

2 中堅教諭等資質向上研修の目的

教育活動その他の学校運営において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等に、必要とされる資質の向上を図る。

3 本年度の実施状況等

- ・平成29年度は移行措置として「十年経験者研修」を名称を「中堅教諭等資質向上研修」に変更した。
- ・校外研修 10 回 (9.0 日) を総合教育センター等において1年間で実施している。
- ・校内研修20回を各自で立案・実施し、校長が内容を確認して報告書を提出している。

4 H30 年度「中堅教諭等資質向上研修」への変更点

- 1) 中堅教諭等資質向上研修の趣旨に基づき、研修内容の見直しを行う。
- 2) 校外研修について、現在10回(9.0日)実施を8回(8.0日)に減ずる。
- 3)複数年で実施する。
- 4) 教員免許状更新講習の一部を中堅教諭等資質向上研修の一部に読み替える。

5 変更の理由

- 1)研修内容の見直しについて
 - ・時代の要請により、ミドル・リーダーの育成や、カリキュラムマネジメントについての研修の導入 等、「山梨県キャリアステージにおける教員等育成指標」に基づいて研修内容の見直しを行う必要 がある。
- 2) 研修日数の減少について
 - ・教員の多忙化を解消し、生徒とふれあう時間を確保するため、学校を離れる時間を少なくする必

要がある。

3)複数年実施について

- ・受講生が校務・部活動等の中心的役割を果たしていることから、指定された日に研修を受けることが難しい。
- ・複数年にわたって研修を選択・受講することにより、教員一人一人に自身のキャリアパスにおける研修についての意識を喚起することが期待できる。
- 4) 教員免許状更新講習の読み替えについて
 - ・教員の多忙化の解消および免許状更新講習との整合性の観点から、重複する研修を整理する必要がある。
- 6 校外研修8回(8.0日)の実施について
 - 1) 中堅教諭等資質向上研修として 5.0 日分を、経験 11 年目から 15 年目までの 5 年間の任意の年に受講する。
 - 2) 経験 6 年目から 15 年目までの 10 年の間に受講した教員免許状更新講習の一部を、中堅教諭等資質 向上研修のうち 3.0 日分として認める。

7 想定される問題点

1) 履修の確認

総合教育センター研修情報システムを改修し、教員がアクセスし、自身の研修状況を確認できるようなシステムとする必要がある。

2) 経験 16 年目以後に受講せざるを得ない者について

育児休業等で経験 16 年目以後に受講せざるを得ない者については、校長の意見書により受講予定年度を申請してもらう必要がある。

3) 教員免許状更新講習の読み替えについて

「受講者の申請により免許状更新講習の一部を中堅研の一部と読み替える」とし、申請しなかったり、申請できない受講者のために、対応する研修を開講する。開講方法については、隔年で開講するなどの工夫をする。